

令和5年度 第1回福岡市こども・子育て審議会
会 議 録

日時 令和5年11月20日（月）13時30分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール メインホール A

令和5年度 第1回福岡市こども・子育て審議会

〔令和5年11月20日（月）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年度 第1回 福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会の事務局を担当いたします、こども未来局こども政策部長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、委員の皆さま、ご発言の際には、オンライン参加の委員の皆さまにも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本審議会委員31名のうち、本日は27名の方にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本日の会議は公開にて開催をいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております配布資料をご覧ください。まず、会議次第、委員名簿、会場座席、議題に関連する資料として、資料1「第5次福岡市子ども総合計画」実施状況の点検・評価について、資料2「福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧、資料3「福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価（個票）、資料4「福岡市子ども総合計画」における関連指標の状況、資料5「専門部会の開催状況について」、また、「第5次福岡市子ども総合計画」の冊子も、ご参考までにお配りしております。

以上資料が多く、大変恐縮ですが、不足等がありましたら、挙手していただき、事務局の方にお知らせください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

さて今回の審議会ですが、委員の皆様の新しい任期が9月1日にスタートして、初めての会議でございます。委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の委員名簿に代えさせていただきますので、ご確認の程よろしく願いいたします。委員名簿につきましては五十音順、敬称略にて作成させていただいております。ご了承くださいませ。

本日は、門田委員、増田亜希子委員、増田健太郎委員、山下委員はオンラインでのご参加です。また、井藤委員、古賀委員、中山委員、松本恭子委員はご欠席となっております。

また先日、書面にてご審議いただきましたが、当審議会の委員長と副委員長が就任をされておりますので、改めてご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、委員長、副委員長より一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

皆さんこんにちは。委員長を拝命いたしました。

コロナという単語はあまり聞かなくなりつつある中で、インフルエンザがかなり猛威を振るっていたり、またコロナのお話を聞いたり、ちょっと安定しない時期に入りました。特に国の令和4年度の指標がいろいろ出てきていますが、子どもあるいは子育てについての数値が、ちょっと攪乱されたようなデータがいくつか出ております。

おそらくこのコロナ後の状況については、コロナ前には戻らずに、また新たな、子ども、子育ての課題が私達の目の前に出てくるだろうと考えております。

福岡市の子ども、子育ての施策の展開について、皆様と一緒に後押しして参りたいと思いますので、今日の会議含め、どうぞよろしくお願いいたします。

(副委員長)

皆様こんにちは。この度、副委員長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

第5次福岡市子ども総合計画も、あと1年で5年を満了ということで、どのように子どもと、それから女性、その家族が変化をしていったのか、計画の目標がどのように進行しているのか、コロナでどのような影響があったのかということが、今日の経過でわかるのではないかと思います。

皆様のご協力を得てスムーズにこの会が進められますよう、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは開会にあたりまして、こども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

(事務局)

皆様こんにちは。福岡市こども未来局長でございます。

本日は皆様お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より様々な分野で子どもたちの健やかな成長のためにご尽力を賜りまして、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

福岡市では、子ども総合計画に沿って「すべての子どもが夢を描けるまち」を目指しまして、妊娠期から出産期、子育て期、さらにはその先というところを見据えて、切れ目のない支援に取り組んでいるところでございます。

また令和5年度につきましては、第2子以降の保育料の無償化ですとか、おむつと安心定期便、こ

ちらは非常に手応えを感じているところがございますけれども、利用者の方々の評判が非常に高いものでございます。そういった新しい施策などにもしっかりと取り組みながら、子育て支援策を拡大してきているところがございます。

本日は、昨年度、令和4年度までの施策の実施状況につきまして、点検評価をお願いしたいと考えております。委員の皆様にはこの機会に忌憚のないご意見を言っていただきまして、評価を踏まえて、これからの施策に生かしていきたいと考えておりますので、本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議題

(事務局)

それでは福岡市子ども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は委員長にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

(委員長)

皆さんよろしく申し上げます。着座にて進行させていただきます。

次第をご覧ください。「『第5次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価」について、その審議を皆さんにいただきたいと思っております。

円滑に議事を進行していきたいと考えております。限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思っておりますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言いただき、事務局からの説明につきましても同様に、わかりやすく簡潔にお願いできたらと思っております。

それでは、議題「『第5次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価」に入らせていただきます。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

福岡市子ども未来局子ども政策課長でございます。

資料に沿ってご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず資料1「『第5次福岡市子ども総合計画』実施状況の点検・評価について」をご覧ください。

「1 点検・評価の考え方」でございます。計画に基づく施策の実施状況等を年度ごとに取りまとめ、審議会へご報告し、点検・評価を行うこととしております。報告及び審議の内容、点検・評価の結果につきましては、福岡市のホームページで公表いたします。

「2 実施方法」でございます。計画では、ライフステージごとに整理した3つの基本目標の下に、合計15の施策を掲げておりますが、点検・評価につきましては、この施策ごとに実施することとしております。次のページ、会場の皆様は資料の裏面をご覧ください。

「3 点検・評価の視点」でございます。施策ごとの進捗状況等を踏まえ、順調、おおむね順調、

やや遅れている、遅れている4段階で点検・評価を行うこととしております。

以上で、資料1の説明を終わります。

次に、資料2から資料5でございますが、資料2は、施策ごとに令和4年度までの進捗状況を取りまとめ、自己評価を行い、一覧形式でお示ししたものです。

資料3は、その詳細資料として、施策ごとの個別事業の令和4年度の実績等をお示ししております。

また資料4は、計画における関連指標の状況でございますが、目標ごとの成果指標や事業目標の達成状況をお示ししております。

資料5は、各専門部会の開催状況でございます。

本日は時間の関係もございますので、資料2でご説明させていただきますが、皆様におかれましては、資料3、資料4も適宜ご参照いただきながら、点検・評価をしていただければと思います。

それでは資料2「『第5次福岡市子ども総合計画』施策別進捗状況・自己評価一覧」をご参照ください。まず資料の構成でございますが、左から「施策の概要」「令和4年度までの施策の進捗状況」「自己評価」を記載しております。また令和4年度までの施策の進捗状況には、施策ごとに米印で、新型コロナウイルス感染症への対応を記載しております。施策ごとに、令和4年度までの施策の進捗状況と自己評価を簡潔に説明して参ります。

それでは目標1「安心して生み育てられる環境づくり」でございます。主に、妊娠期から乳幼児期を対象として、5つの施策を掲げております。

施策1「母と子の心と体の健康づくり」につきましては、妊産婦や乳幼児に対する健康診査について、妊婦健診の助成の拡充や乳幼児健診のデジタル化などに取り組むとともに、産後ケア事業の拡充や、出産・子育て応援事業を新たに開始するなど、取組みを進めて参りました。また、子どもを望む夫婦に対し、不妊治療費や不育症の検査・治療費の助成、不妊・不育専門相談センターにおける相談支援を行ったほか、プレコンセプションケア推進事業を実施して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

次に施策2「幼児教育・保育の充実」につきましては、保育の受け皿確保に取り組むとともに、人材確保に向けた支援として、潜在保育士などの就職支援や保育士に対する奨学金の返済支援などを実施したほか、保育支援者の配置やICT化にかかる費用の助成などにより、児童の安全確保や保育士の負担軽減に取り組んで参りました。また、延長保育などを実施するとともに、病児・病後児デイケア推進事業や保育所等における障がい児、医療的ケア児の受入れなど、多様な保育サービスの充実に取り組んで参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策3「身近な地域における子育て支援の充実」につきましては、子育て交流サロンの開設、運営支援や、育児サークルのボランティアの養成研修などを実施したほか、地域のネットワークづくりを促進するとともに、育児の相互援助活動を支援して参りました。また、子育て支援サービスなどの情報を、様々な媒体を活用し、発信して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策4「乳幼児期の障がい児の支援」につきましては、障がいの早期発見と早期支援を行うため、療育センターなどにおいて、相談、診断、療育を実施するとともに、児童発達支援センター等の増設や南部地域における新たな施設の整備を進めて参りました。また、障がい児が保育所等へ通園しながら、身近な地域で専門的な支援を受けられるよう、モデル事業を開始したほか、発達障がい者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行って参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策5「子育てを応援する環境づくり」につきましては、“「い〜な」ふくおか・子ども週間”の推進や、男女ともに子育てを行う意識の醸成、男性の育児休業の取得促進に取り組んだほか、女性の活躍推進を目的とした企業向けのセミナーなどを開催しました。また、子育て世帯の住替えへの助成や交通事故の防止、防犯対策の実施、子育てにかかる経済的負担の軽減として、第3子優遇事業や保育所等を利用する生活保護世帯への教材費等の助成、就学援助などを実施して参りました。さらに、子どもが安心して医療機関を受診できるよう、令和3年7月より医療費助成の対象を中学生まで拡大するとともに、通院の自己負担上限額を1医療機関につき、ひと月あたり500円に軽減しております。自己評価はおおむね順調としております。次のページ、会場の皆様は資料の裏面をご覧ください。

ここからは目標2「子ども・若者の自立と社会参加」でございます。主に学童期から青年期を対象として、4つの施策を掲げております。

施策6「子どもの居場所や体験機会の充実」につきましては、わいわい広場の実施校数の拡大や中央児童会館における遊びなどの場の提供、身近な公園の整備、留守家庭子ども会の環境の改善、子どもへの食事の提供や居場所づくりを行う団体への支援などに取り組んで参りました。また、子どもの自主性や人間性を育む機会として、アジア太平洋子ども会議・イン福岡による国際交流や、青少年施設における体験機会の提供などを支援して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策7「青少年の健全育成と自己形成支援」につきましては、家庭教育の支援や家庭教育学級の実施、小中学生向けの出前授業などのほか、家庭や地域、関係機関などと連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策8「若者等の相談支援と居場所の充実」につきましては、児童生徒の登校を支援する教育相談コーディネーターを全中学校区へ配置するとともに、思春期特有の不安や悩みに対応するため、こども総合相談センターによる支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進めて参りました。また、ひきこもりや非行など、困難な状況にある子ども、若者を支援するため、子ども・若者活躍の場プロジェクトや、ひきこもり地域支援センターによる支援などを実施したほか、中高生を中心とする若者が気軽に立ち寄り、過ごすことのできる居場所づくりや若者総合相談センターの開設などを進めて参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策9「学童期以降の障がい児の支援」につきましては、特別支援学級や通級指導教室の整備な

ど、一人一人のニーズに応じた教育に取り組んで参りました。また、発達障がい者支援センターを中心に、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うとともに、放課後等デイサービスの充実や関係団体等との連携による企業への就労促進などに取り組んで参りました。自己評価はおおむね順調としております。次のページをご覧ください。

ここからは、目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」でございます。すべての年齢を対象として、6つの施策を掲げております。

施策10「子ども家庭支援体制の充実」につきましては、こども総合相談センターの体制を強化し、専門的な相談支援を行うとともに、より市民に身近な区役所において相談支援を実施して参りました。また、悩みごとなどを抱える子どもが気軽に相談できるよう、GIGAスクール端末を活用した相談支援を開始するとともに、SNSを活用し、子どもや保護者の家庭生活や子育てに関する悩みなどにも対応して参りました。さらに、子ども家庭支援センターを増設し、相談件数の増加に対応するとともに、子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、様々な支援を実施して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策11「児童虐待防止対策と在宅支援の強化」につきましては、特定妊婦等を対象に、母子生活支援施設において、妊娠期から出産後までの継続的、総合的な支援を実施したほか、子どもショートステイの受け皿の拡大に取り組んで参りました。また、虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関の連携強化に引き続き取り組むとともに、子育て見守り訪問員の派遣に加え、食材の提供などに合わせ養育状況の確認や支援を行う取組みや、日常の育児・家事を支援する取組みを新たに開始して参りました。さらに、ヤングケアラーの相談窓口の設置やコーディネーターによる支援などを実施しました。自己評価はおおむね順調としております。

施策12「ひとり親家庭の支援」につきましては、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談や養育費の確保に向けた支援などを実施するとともに、高等職業訓練促進給付金について、対象資格の拡大や多子加算の創設を行ったほか、ひとり親家庭への支援策などを取りまとめた新たなポータルサイトを開設いたしました。また、児童扶養手当による経済的な支援や、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用による子育てサービスの利用支援などに取り組んで参りました。自己評価はおおむね順調としております。

施策13「子どもの貧困対策の推進」につきましては、子どもへの食事の提供や居場所づくりを行う団体への助成や立ち上げ、運営の支援を行ったほか、関係機関の連携により、教育や生活、就労の支援に取り組んで参りました。また、生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学校5年生から中学校3年生の保護者を対象とする子どもの習い事費用の助成を新たに開始しました。自己評価はおおむね順調としております。次のページ、会場の皆様は資料の裏面をご覧ください。

施策14「社会的養護体制の充実」につきましては、家庭的な環境で子どもを養育できるよう、里親のリクルートによる受け皿の確保や、養育の質を確保するための里親の支援、研修などに取り組んで参りました。また、児童心理治療施設において、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係の再構

築に向けた支援を行ったほか、こども総合相談センターに社会的養護自立支援員を配置し、施設等を退所した後の自立支援に取り組んで参りました。自己評価はおおむね順調としております。

最後に、施策15「子どもの権利擁護の推進」につきましては、アンケートにより、不登校やいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、児童生徒の主体的な取組みである、いじめゼロプロジェクトを推進して参りました。また、子どもの気持ちや意見に寄り添った支援を行うため、独立した第三者である、意見表明支援員が、児童養護施設などを定期的に訪問し、子どもの意見表明を支援する子どもの権利サポート事業を新たに開始しました。さらに、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえ、周知や啓発活動を実施して参りました。自己評価はおおむね順調としております。

説明は以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。

委員の皆様、もう一度確認ですが、今事務局から、資料2を使って説明いただきました。施策番号が全部で15ございました。細目が資料3。ここに進捗の数値もございます。さらに資料4、両面のA3ですが、関連の指標の最終目標値と実績についても記載がございます。

ぜひ委員の皆様方にこの点検・評価の案につきまして、各側面からご意見やご質問いただければと思います。もし可能でございましたら、資料番号とページもしくは施策等の番号も申し添えいただけますとありがたく思います。

では、どのような面からでも構いません、ご意見ご質問お願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

(委員)

皆さんこんにちは。初めてこの会議には参加させていただきます。よろしく願いいたします。

私からは2点、意見を述べさせていただきたいと思っております。

1つ目は目標1、施策2「幼児教育・保育の充実」の部分です。市は質の高い教育保育の確実な提供に向けた体制、人材確保に取り組むということで、評価が「おおむね順調」ということになっているんですけども、先日、「福岡市保育団体連絡会」の請願審査がございまして、現場からの声を報告、代弁させていただきたいと思うんですが、そういった実態からこの評価はどうかという意見を言わせていただきたいと思います。この10月に「子どもたちにもう1人保育士を」という福岡実行委員会が取り組んだアンケートがございまして。有効回答が634件という保育士アンケートの中で、75年間、国の制度ではありますが、配置基準が変わらないという問題から、非常に現場が過酷になっているという、問題が浮き彫りになりました。それで85%の保育士が「災害時に命を守れない」と答えているんですが、その背景は、0歳児がまだ1対3の配置なんですね。手が2本しかない中

で、1度に抱っこできるのは2人で、動けない子どもを1人で3人避難させるのは困難だということ。また、1、2歳児は1対6の配置になっていまして、「災害時にパニックの子どもたちを1人で誘導するのは難しい」といった切実な声が寄せられました。さらに、散歩、プール、食事、園庭や保育室での活動、そして朝や夕刻の保育士が少なくなる時間帯。この1日のほぼすべての部分で、常に危険と不安を感じながら緊張感の高い状態で保育を行っているという実態が浮き彫りになっております。3歳児は、いまだ1対20、5歳児は1対30、幼稚園に至っては1対35という状況が国の配置基準で、独自に加配を各園でされているというのが実態だと思うんです。国の一時的な加配や、市も一部加配は行われているんですが、もともと足りない人材を独自にそれぞれの園が配置しておりますから、いまだ全産業平均からすると、保育や教育の現場、幼稚園もそうだと思うんですが、5万円以上低い賃金になっていて、離職も多く資格を持っていても保育士にならない、保育士の不足があるという実態を聞いています。市が今、障がいのある児童及び医療的ケア児の受け入れを全園に、ということで推進されているんですけども、もともとその現場が保育士が少ないというところから、なかなか進まない状況があります。ぜひ現場の実態を掴んでいただいて、国への配置基準の引き上げをしっかりと求めていくことが必要だと思いますし、まだまだ独自支援が必要ではないかと思っております。

そして2つ目、目標2、施策8、子どもの権利というところで、国の施策では児童虐待防止法とか、いじめ防止対策推進法などが制定され、市においても子どもの権利擁護の推進を行っております。しかし、虐待で過去5年の推移で、福岡市の虐待の件数1.6倍、不登校児童数は2018年度と比較して、倍以上の4,400名。いじめの件数は2017年から5年間で5倍ということになっています。子どもを取り巻く状況は厳しさを増してきて、その中で、寄り添いながら問題解決に取り組む専門家、資格を持つ教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの存在は必要不可欠となっていると思うんですが、拠点校方式で週2日程度の配置ということで、不十分ではないかと。現場では本当に大変な状況があると思っております。子どもたちが気軽に相談できる体制が求められていると思うんですが、この方々のほとんどが会計年度任用職員ということで、重要な役割、まさに命と向き合う重要な役割を担う場におられるので、ぜひ処遇の改善、経験が蓄積されるためにも、専門職に見合う処遇にして、正規にしていくことで、定着を図る必要があるのではないかとこのことを求めたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

本日の審議は計画の進捗状況に関する点検・評価ですので、2点のうちの1点目、保育関連のことについては、資料3の5ページと6ページの範疇にあるかと思いますが、具体的にはどの事業項目に当たる感じですかね。

(委員)

5 ページの全体にかかってくると思います。また 6 ページで、奨学金返済支援や家賃助成事業補助金がありますが、認可園の正規のみとなっていますから、ここを拡充できないのかという部分。また医療的ケア児保育、ICT の推進が、通常の保育が足りない、保育士が足りないことから、ここまで手が伸ばせないというお声も出ていました。病後児、医療的ケア児、障がい児を受け入れる保育にも影響してくるのではないかと考えているところです。

(委員長)

ありがとうございます。

今の委員からの枠の拡充等はおそらく議会マターになりますので、こちらでは行政の所掌する会議として、目標を立てて計画的に事業進捗していくことの点検・評価ということで、具体的に、資料 3 の 6 ページ、奨学金の返済支援事業、保育士の家賃助成事業等についての進捗データ等がございましたら、事務局から少し説明いただけますでしょうか。

(事務局)

こども未来局指導監査課長です。よろしくお願いたします。

お尋ねの奨学金返済支援事業と家賃助成事業につきまして、進捗状況をお答えさせていただきます。

家賃助成事業補助金は平成 29 年度から実施している事業でございます。平成 29 年度は対象者数が 1,435 名でございましたところ、令和 4 年度は 2,603 名と、対象者数が増えているところでございます。

また、奨学金返済事業補助金は令和元年度から実施をしております。こちらにつきましても、令和元年度の対象者数が 908 名であったところ、令和 4 年度は 1,109 名となっております。

いずれの事業につきましても、対象者は伸びて利用者が増えている状況となっております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

では続けて病児・病後児デイケアと医療的ケア児保育の進捗について、ご説明お願いたします。

(事務局)

こども未来局こども健やか課長です。

病児・病後児デイケアの進捗状況ですが、令和元年度、コロナ流行前の状況は、延べ利用者数が 29,634 人でした。令和 2 年度は、延べ利用者数は 11,686 人と減少し、令和 3 年度 19,805 人、令和 4 年度 21,740 人と、徐々に増加している状況でございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

ただ今、副委員長から資料4の右側の表に病児・病後児デイケア事業の数値は示されているというご指摘を受けました。そちらをご覧いただければ今口頭でご説明いただいた数値を含め、進捗が記載されているかと思えます。

委員ご指摘の質的な問題等は、またいろいろな階層で問題を共有し、展開していただければと思います。

次にご指摘いただいたのが施策の8でございました。教育カウンセラーの配置状況と、スクールソーシャルワーカーの拠点校配置の状況等のご説明をお願いします。

(事務局)

教育委員会教育相談課長です。

当課ではスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーの配置を行っているところでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、令和4年度、週24時間勤務のスクールカウンセラーを10名、そして週16時間勤務のスクールカウンセラーを100名配置してきたところでございます。どうしても16時間の勤務時間に満たないものがありましたときには、8時間勤務のものを採用しながら、総計129名で学校での支援にあたってきたところです。

続きましてスクールソーシャルワーカーですが、昨年79名の雇用を目指して、中学校区の中の拠点となる小学校、市立高校、特別支援学校に配置を行ってきたところです。しかし、なかなか配置することが難しい時期もありました。先ほど委員がおっしゃいましたように、国の方には常々、正規職員としての採用を求めているところです。今後も正規職員としての採用を引き続き求めて参りたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。教育カウンセラーはいかがですか。

(事務局)

教育カウンセラーにつきましては、えがお館内の教育相談課におきまして、8名の教育カウンセラーを採用しているところです。そちらの方で、不登校、行き渋り等、学校に行きづらくなったお子さんや保護者の方の電話相談、あるいは面接相談をお引き受けしているところでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

第三者の視点で福岡市のスクールソーシャルワーカー等の状況について、委員もしよろしければ、コメントをお願いします。

(委員)

福岡市はスクールソーシャルワーカーの配置に関しましては全国でもかなり進んだ取組みをしており、本当にいろんな自治体からも注目を集めているところではございますが、これからの課題は、先ほど教育相談課長がおっしゃられたようにやっぱり身分保障というところなんです。ソーシャルワーカーの数が全国でもトップクラスで多い福岡市ではありますが、その雇用形態が非常に不安定であるがために、継続的に勤務を続けることができない、そういったソーシャルワーカーの離職なども相次いでいる実態がございます。実際、福岡県下で見ても、現在福岡市よりも待遇のいい自治体が非常に増えておりますので、改善が求められると思うところでもございます。

一方私が行った全国調査では、スクールソーシャルワーカーの全体の6割が50歳以上ということで、20代のソーシャルワーカーが全国で3%しかいないという実情があるんですね。やっぱりこれからしっかりと人材育成と、そういった方々が定着できるような職場環境、これを両面で支えていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

国レベルでの議論や施策の展開も必要な件ですので、引き続き、先進地域として福岡市の意見等を発信していただけたらと思います。委員、ありがとうございました。

その他、委員の方から。

(委員)

私は初めてこの審議会に参加させていただきます。どうぞ、委員の皆様、よろしく願いいたします。

私は資料4の1ページの「『第5次福岡市子ども総合計画』における関連指標の状況」についてです。先ほど行政の当局の皆さんからは、自己評価として「おおむね順調」ということでご説明がございました。コロナ禍の困難な中で、行政の皆様が一生懸命頑張ってきたという前提のもとで、自己評価として「おおむね順調」ということなのかなと一定の理解はしております。ただ計画全般としては、令和4年度の実績から読みとかなくちやいけない点があると思います。

まずは「福岡市の子育て環境満足度」については、令和2年度の実績は68.7%と、令和元年度初期値よりも下がっているという現実であります。

そして目標2の「子ども・若者の自立と社会参加」については、43番のいわゆる体験の場が、58.3%と下がっている。そして、携帯電話の様々なルールというスマホ依存ということについても、75.8%と下がっている。それと、長期欠席児童生徒のうち、不登校児童生徒の復帰率も下がっている。それと47番につきましても、特別支援学校のお子さんが就労を希望してもなかなか就労が難しいという状況。コロナの影響によって、体験学習がなかなかできていない、スマホ依存が進んでいる、不登校児童生徒が増加している。また、様々なハンディキャップのあるお子様がなかなか就労しようと思ってもなかなかできていないという状況があるということです。

それと目標3の「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」では、55番目の、児童生徒の自尊感情が小学校6年の児童については79.3%ということで、自尊感情も低下していると。それと、62番の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は91.2%と進学率が低下をしていると。それと、事業目標の市独自項目の中でいうと、76番のひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラムの策定が26ということで、なかなか進んでいないということ。子どもの健全育成事業の相談学習も高校進学率は87.9%と低下している。

こういった状況がある中で「おおむね順調」という自己評価をされたわけなんですけども、こういった現状認識に対して、行政としてどう評価し、今後どういう手を打とうとしていらっしゃるのかを、審議会の場でご教示いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(委員長)

ありがとうございます。

確かに、資料4では3つ数値が横並びで示されておりまして、1番左がコロナ前だと思われる数値で、令和4年度はコロナ禍の3年目ですかね。その数値ということで、落ち込んでいる指標も複数あるというご指摘でした。

これは福岡市だけではなくて、全国的なもの、あるいは国レベルの指標でもこういうことが見られていると思いますが、委員、特にどの指標について行きましょか、やはり項目番号1番ですかね。

(委員)

そういった様々な状況がコロナの影響というのは、まず大前提として分かったんですけど、ただやっぱり審議会ですので、それをしっかり共有した上で、今後具体的な対策を打っていただきたい。

今資料4で話をしたんですが、資料3でいくと、例えば様々な状況の中で、乳幼児健診も含めてデジタル化を進めてきた中で、コロナの中で対面が減っているんですね。対面が減るということは、親と子どもさんの状況がわからないという状況ですので、どうフォローしていくのかとか。体験の場という、例えばプール1つとってもスイミングスクールに委託をしているような状況という報告なんですかね。放課後児童クラブに行っている子どもさんは、これまでは自分が行っている学校のプールで夏休みにできたんですけども、スイミングスクールプールは非常に遠いですね。そういうプールの体

験の場が奪われてしまっているのです、今後どうするのかとかですね。

また資料3で、スマホ依存が進んでいる状況の中で、メディアリテラシーとしてどう取り組んでいくのか。特にコロナの中で依存が進んできたと思うので。それとプラスアルファ、やっぱり読書も必要だと思うので、読書についてもどう進めていくのか。今回の成果を見る中で気になった点です。

すいません。多岐に渡っていますけど。

(委員長)

ありがとうございます。

キーワードをいただきました。まず体験そして対面、メディアコントロール、そして読書ということでした。

まず、一旦落ち込んだと思われる体験の場あるいは対面というところ。自尊感情もそのあたりちょっと絡むと思うんですけど。そこの、修復というのはおかしな表現かもしれませんが、コロナ後を見据えてどのような見通しを持たれているのか。よろしければ、体験もしくは対面というところで、キーワードが絡む事務局の担当課よりご説明いただければと思います。それを受けてもしよろしければ、委員の中からご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

こども未来局こども政策課長です。

43番「地域の遊び場や体験学習の場への評価」というところで、ご指摘の通り初期値よりも、令和4年度末の実績が58.3%ということで落ち込んでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会が減ってしまったことなどにより落ち込んだものであると認識しております。令和3年度、昨年度お示した実績では55.5%まで落ち込んでいたんですけれども、令和4年度から少しずつ、withコロナということで新しい生活にもなって参りましたので、そこよりは少し持ち直して、今改善しているところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症の動向にも留意しながら、引き続き、子どもや子育て家庭の体験機会をしっかりと確保し、ニーズに沿った支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

おそらく保護者、家庭、子ども自身もですね、体験や対面というところを半分忘れてしまっている部分あるかと思います。各委員の方々が関わっておられる現場で、そういうところを修復していくようなアイデアなどございますでしょうか。もしあれば教えていただければと思います。

はい、委員お願いします。

(委員)

体験、対面。確かに令和4年度末は落ち込んでおりますけれども、この5月に5類に引き下がり様々な学校で体験を重視した活動が行われています。教育委員会からも体験を重視した様々なお知らせや、こういうふうな場がありますよという紹介が各学校に来ております。そういうのをもとにゲストティーチャーも本物と出会う、あるいは体験を重視するということが、今学校で行われています。

令和4年度末はこのような結果ではありますけれども、今年度末はきっとまたコロナ禍前に戻るような数値になるのではないかなと思っております。私たち校長が集まる時にもやはりそのような話は出ますけれども、今体験というのは戻ってきております。

(委員長)

ありがとうございます。

より一層意識を高く持たないと忘れてしまっている部分もあるかと思っておりますので、貴重なお話ありがとうございました。

幼稚園はいかがでしょうか、委員。

(委員)

今校長先生がおっしゃられたように、幼稚園でも令和5年度から、ほぼ通年の、コロナ前の状況で行事等も開催されているようでございまして、子どものいわゆる体験談であるとか、コミュニケーションが以前に戻って活発化している状況でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

その他にも保育所の方、あるいは子ども会と地域の子どもの支援されてる方もいらっしゃいます。

どうぞ、委員お願いします。

(委員)

今学校の校長先生方がお話されましたけれども、学校の方ではそういう体験学習とかいろんなことをされていると思うんです。でも家庭に帰った時にやってるかと言ったら、なかなかできてないと思います。子どもが今どんどん減ってきているんですけれども、じゃあ体験をみんなでしましよって言っても、逆に保護者の方が、そんな面倒くさいそんなことできんよ、学校に任せとけばいいんよ、というようなことを言う時代にどんどんなってきました。私たちの時代はいろんな体験をして、そこで学ぶということがたくさんあったじゃないですか。だけど今遊びの中で学ぶというのがどんどん減

ってきています。

なので、私いつも「おおむね順調」の「おおむね」って何って聞くんですけど、ここをもう少しわかりやすくしていただくことが大事かなと思うんです。「おおむね」と言われても、大体できているんだよという感じになるので、そうではなく、やはりできていないところもしっかり観察させていただいて、現場に出ていただくということが1番大事じゃないかなと思うんです。数字でよく書かれますが、数字って言われてもよくわからないところが多くて。数字だけが問題ではなく、やはり現場に行くこと、これが1番大事じゃないかなと私は思います。せっかくこういう「こども・子育て審議会」というのがあるんですから、文章だけではなく、やっぱり自分の足でいく、見る、聞くということが1番大事じゃないかなと思います。「おおむね」というのは私はあまり好きではありません。以上です。

(委員長)

「おおむね順調」「順調」とかですね、決まりとして使っている言葉ですので、そこに色々なものが含まれていると思いますが、ご指摘ありがとうございます。確かに、今後こういう点検・評価にあたって、今まで我々が経験したことの無い3年間、4年間ですので、それぞれ担当の方も現場に足を運んでいていただければと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

どうぞ委員。

(委員)

今のご意見に反対するわけじゃ全くございませんので、誤解なきようお願いしたいんですが。

資料1の2ページに「おおむね順調」というのはこういうことだよと表記してありますが、私は私幼稚園なので、保育園、保育所と違って、在宅で育児されているご家庭が結構いらっしゃるんですね。昼間の時間に幼稚園に預けてという形で。そういう中でいろいろ相談等を受けたりするんですが、資料4で、目標1がどうなのかなと私非常に興味を持ったんですが、いずれもコロナ前と比べたらちょっと減少しているということですよ。これを見ると、コロナで幼稚園も休園にならざるを得ない時期もあったにもかかわらず、この数字というのは非常に素晴らしいなと個人的に思いました。こういうことが、「おおむね順調」という形の表現になるのかなと。この6番のところなんか、まだデータは出ておりませんが、「子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人」でも、令和元年度の段階で91%と非常に高い数値を示しています。令和6年度の目標が95%と、100%は限りなく目指すにしても、さらに上昇をとところが課題であるならば、これはこれで私は評価できるのではなかろうかと思っております。

それともう1点です。先ほど現場という声が出まして私もそれはおっしゃる通り、賛成でございます。資料2、目標1の「幼児教育・保育の充実」ということで、配置基準の問題等の話も出ましたが、保育所等、幼稚園も含めて大ざっぱに申し上げますと、30年前と今では、かなり子どもに対する

ケアという部分が、より細かなところまで求められるようになりました。保育支援者の配置というのは現場にとって、ものすごく助かることだと思うし、まだまだ現場では人が足りないとか、全国的にいろんな事件、事故等が起きましたけども、そういうのも、幼稚園、保育所の精神的疲労や不安、ストレスも影響しているのではないとも言われています。なのでこういったところは「おおむね順調」で構わないんですが、「おおむね順調」の定義にもありますように、まだまだ課題もごさいます。現場等に行って、保育士、保育者の声を聞いてもらいたいというのがございます。

最後です。施策4の障がい問題に関しても、施策の概要に「『発達が気になる』など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。」と書いてあるように、この点も、30年前と今は圧倒的に数が違います。それは小学校、中学校に上がった時の特別学級クラスの生徒数の増加にも関連しているんですが、その子たちは幼稚園、保育園を卒園して、小中学校に行っているわけですから、「おおむね順調」で構わないんですが、令和5年度、6年度に向けて、さらに調査をしてしかるべき手を打って欲しいという意見でございました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

確かに資料4、目標1の2、3、4番は令和4年実績が令和元年度から下がってはいる指標が2つ。ただ、「育児は楽しいと答えた母親の割合」が増加している等もあり、見方によっては健闘しているということもあるんじゃないかなど含め、非常に貴重なご意見を賜りました。

最後はメディアと読書というキーワードを2ついただいたんですが、どちらも広い意味でメディアと言いますか。スマホ等のメディアについて、確かにコロナでそれを触る時間が激増したと思いますが、何か施策とか、あるいは学校現場で、もう今は保育園幼稚園も話さないといけないかと思うんですが、コロナ後の方向性などありますでしょうか。メディアコントロールなどについて。

(事務局)

教育委員会小学校教育課長です。

まずメディアというところで、ご承知のように、コロナ禍におけますデジタル化、ICT化は急激に進んでいるところで、教育委員会でも、1人1台端末などの普及と学習での活用を積極的に推進しているところです。一方で、やはりそういう状況が進んでいく中で、いわゆるいろいろな課題、子どもたちが様々なICTに触る時間の設定であるとか、インターネット、SNS等の距離が近くなりまして、それに関する課題など様々ございますが、一つ一つ教育委員会でも整理をしながら進めていきたいと思っております。

それと読書について、第4次の福岡市子ども読書計画を昨年度末に策定し、本年度からそれを踏まえ様々な施策を推進しております。資料でいきますと、資料3、20ページの真ん中辺りに書いておりますが、これは教育委員会だけではなく、全庁挙げまして関係課が様々な取組みを推進しているところ

ろです。ただやはり子どもの読書離れにつきましては課題がございまして、子ども読書計画を策定する際にも調査いたしましたけれども、本が好きという子どもは若干伸びておりますが、1ヶ月に1冊も読まないような、いわゆる不読率も増えているところです。

教育委員会としても、学校教育を中心にしながら、子どもたちがみずから本に手を伸ばせるような、様々な施策を展開していきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

読書といたしますと、今はデジタル書籍もかなり普及してきて、なかなか難しいところだと思いますが、今回キーワードで体験、対面を挙げていただいた中では、従来型の書籍など、形あるものを捲っていくということは、小さいとはいえ体験の重要な要素を含むのではないかなと考えます。

今、随分お話を多方面の皆様からいただいたんですが、一旦ここで委員にお戻しし、まとめをいただければと思います。

(委員)

はい。質問させていただいた手前、責任がありますですね。

本当に皆さん専門的なご意見をいただきまして、ありがとうございました。コロナが子どもたちに与えた影響を考えたときに、この審議会で関連資料の状況がつぶさに分かったものですから、あえて問題提起をさせていただいて皆様から各意見をいただいたという状況でございます。それぞれの専門的なご意見、現場が大事だとか、「おおむね順調」の中でも個々に見ていった時にこういったところが問題じゃないかとか、現場で一生懸命頑張っている方たちの意見を聞くようにとか。様々なご意見をいただいて非常に参考になりました。

さっき対面や体験、読書、メディアなど、それぞれキーワードで質問しましたが、全部関連している状況の中で、そういったものがどう影響しているのかと。ご承知のようにブックスタート事業も、本来は乳幼児に初めて子どもたちに対面で提供する事業だったんですが、乳幼児健診のデジタル化が進んできている中で、そういった機会も奪われるという状況などが様々あります。そのような中、ただいま委員長からご指摘があったように、電子書籍もあるんだよということで、DX化やデジタル化が進んでいる中で、依存症やゲーム障害、デジタルデトックス、デジタルから一定離れましょうという考えの中で、バランスを取っていく必要がある。ぜひこういった審議会の中で、それぞれの専門的な立場から、いわゆるVUCAと言われる、先行き不透明で、子どもたちがどうやって生き抜いていくかという状況の中で、どう子どもたちをこの福岡市で育てていったらいいのかを真剣に考えていく必要があるかなと思い、あえて問題提起をさせていただきました。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

VUCA というキーワードもいただきました。本当に先行きの見えない中で子どもたちが生きていくところを、どれだけ我々が次世代に向けて格闘できるかということだと思います。ありがとうございました。

では、委員お願いします。

(委員)

私の方からは、1つは早急に検討いただけたらということと、もう1つは長期的にということです。

まず、資料3の27ページ。「子ども・若者の自立と社会参加」のところですが、特に不登校の子どもについてです。国も教育機会確保法を制定する中で、不登校の子どもも含めて、学びの保障ができたわけですけれども、この前9月議会で、これから先、不登校の特例校、名称ちょっと変わりましたが、特例校も作っていくという方向性を示されたときに、今の不登校の実態の数値として4,400人という数字が令和4年度で出されました。今この教育相談コーディネーターが中学校ブロックを中心に配置しているということなんですが、実はこの4,400人のうち中学校が2,403人と、約半数近くが小学校での不登校状態なんです。小学校の中でも内訳を見てみると、1年生から3年生までが672人、4年生から6年生が1,325人ということで、やはり小学校における不登校の子どもたちの学びの場、居場所が保障されていないなど非常に感じております。少ない人数ですけど、フリースクールに通っていて、学校で出席扱いとなっているお子さんが177人いるんだけれども、フリースクールにおいても小学校低学年は受け入れていない実態があります。そういう中で保護者の方からも、やはり小学1、2、3年生が不登校になった場合、居場所がない。学校もいわゆる中学でいう適応指導教室、そういう場所もないということで、辛うじて保健室登校のお子さんはいらっしゃるとしても、やはり保護者の方が仕事を辞めて子どもを見ざるを得ない実態で、要するに家族の就労の問題にまで波及している状況が今できつつあります。やはり約半数近くが小学校の不登校という実態から、小学校の方にも、教育相談コーディネーターの配置を早急に検討していく必要があると思っています。その点が1つです。

もう1つは、最後の方の子どもの権利擁護の部分です。アドボケイトの取組みが随分進められています。この中で子どもの意見表明ということで、アドボケイターの養成などもずっと行われていますけれども、私はこれともう1つ、いろいろご相談がある中で、教職員や保育士、保育者などの不適切な発言言動という部分で、やはりアンガーマネジメント、自分の怒りとどう向き合っていくか。これは心理学になるんだろうけれども。要するに、不登校を生まない、そして、虐待などによって子どもたちの心理に悪影響を及ぼさないという意味でも、これから専門だけでなく、教育保育に関わる方たちに、そういう研修の場を。働き方改革で、とても現場の先生たちはお忙しい状況ではあるんだけれども、やはりそういう知識を、アドボケイターというものがあるんだよと。実は現場の中でもアドボケイトという言葉はまだ知らない、なかなか社会的に知られていない部分もあります。アンガーマ

ネジメントという、怒りの感情とどう自分が向き合っていくかというところが現場に必要な部分ではないかなと。そのことが、不登校を生み出さない1つの過程になるのではないかなと。これは今すぐということではないと思いますけれども、今後また第5次から6次を検討するにあたって、ぜひこの辺りも検討いただけたらいいのかなと思いましたので、発言させていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。2点いただきました。

1点目、不登校が小学校に重点が移り始めているという、全国各地でも言われているところです。不登校イコール小学校という時代がもう今きているところだと思いますが、この辺りへの配分を見直していく等、このあたり教育委員会でしょうか。小学校への居場所ルームの設置も含めて、どんな近未来的なところを描いているか教えていただければと思います。

(事務局)

教育委員会教育相談課長です。

先ほど小学校への教育相談コーディネーターの配置をというお話をいただきました。現在は、すべての中学校に教育相談コーディネーターを正規の職員で配置しているところです。中学校に配置している教育相談コーディネーターにつきましては、同じ中学校ブロックの中の小学生に対しても、不登校の未然防止、あるいは小中の中での連携、協議、登校支援や、登校だけでなく今後の社会的な自立に向けた支援を担っていただいているところです。小学校へも拡充できたらよいと思うのですが、今のところなかなか難しい状況です。現在、小学校にも、教育支援、登校支援、あるいは教育相談担当の者が必ずおりますので、教育相談コーディネーターを中心に、小学校の担当の先生方、あるいは中学校区に配置されていますスクールソーシャルワーカー、そして学校に週に8時間は必ず行っておりますスクールカウンセラー等がチームを組んで子どもたちを支援していく。この体制を福岡市では推進しているところです。

さらに、小学校の低学年に限った話ではないのですが、本年度から不登校のお子さんに動画教材を提供して、どこからでも学び直しの機会を持てるようにと施策を打っているところです。また、ひきこもりがちなお子さんに対しては、少しでも周囲のお子さんやスクールカウンセラーの方々と触れ合う場面、一緒に何かをする場面を持っていただきたいということで、オンラインルームを開設しているところです。本年度、昨年不登校の状態にあった子どもたち、保護者にアンケートをとっておりますので、その結果を踏まえて今後の施策を検討したいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

今、小学校低学年というご指摘もございましたけど、小学校低学年となると幼稚園や保育園との絡

みが出てくると思いますが、そのあたり接続した対策の議論などは進んでいたりするのでしょうか。
どうぞ委員。

(委員)

今のお話ですが、やはりコロナの3年間ぐらいはなかなか保幼小連携、幼保小連携っていうのは機能できなかったんですが、今年度から徐々にそういう機会が設けられるようになりました。私どもは就学前でございますので、小学校との連携ということになると思います。先ほど申し上げたように、状況的に普通の小学校のクラスでやっていけるかなっていうような不安なお子さんがいらっしゃる中で、情報のやりとり等を当然保護者も交えてしっかりやっていかなきゃいけない。こういった点は、今後課題が大きくなっていくのではなかろうかと。私ども幼稚園でもそうですし、保育所でもそのような考えがあるのではなかろうかと思えます。

関連して、資料4、目標2の45番も、先ほどご指摘あったと思えますけど、児童生徒の復帰率が約半分ぐらいで、65%が令和6年度の目標数値となっております。この辺は福岡市のみならず全国的に、新聞記事でもよく見かけるところでございます。ここは今まで以上に力を入れて取り組まないといけないのではなかろうかなと。先ほど「おおむね順調」という言葉がありましたが、ここは「おおむね順調」というにはちょっと厳しい状況が令和6年度に向けて出てくると思っております。

(委員長)

ありがとうございます。

ではもう1つ、事務局からアドボケイトの方々の研修の機会はどんな感じになってるのか教えていただければと思います。

(事務局)

教育委員会教育政策課長です。

本日教員の研修を直接所管しております課長は来ておりませんので、教員へのアンガーマネジメントの研修を実施といったご意見、ご提案を担当課に伝えたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございました。関連して皆さん何かご発言ございますでしょうか。

(委員)

オンラインからです。

(松浦委員長)

よろしく申し上げます。

(委員)

不登校が非常に増えているということで、結果的に見れば「おおむね順調」ということは、なかなか難しいかなと思います。

その中で、アンガーマネジメントや不登校の子どもへの理解が、教員に求められると思います。そうしたときに、派遣されていますスクールカウンセラーが講師になって、校内研修をこまめにやっていくということが非常に大切だろうと思います。これは1回やったから分かるというものではないので、継続的に計画的に、スクールカウンセラーが行う。アドボケイトに関しては、スクールソーシャルワーカーが行う。その研修を行うとともに、日常的なコミュニケーションをとっていくということがとても大事だと思います。ちょっとした心配があったら、すぐにスクールカウンセラーが話を聞くなど、日常的な関係の中で、研修したものが生きてくるんだろうと思います。

もう1点、小学生の不登校が増えてきているということで、相談機関にもかかっている不登校も非常に増えてきている認識しております。その時に小学校内での居場所づくりというものが、やっぱり必要です。ただ教職員はもう非常に忙しいので、人数が足りなくなる。となると、そこに配置する学生を、ボランティアとしても、配置する専門員が必要になってくる時代がもう来ているのではないかなと思います。

もう一方、長期的な視点ですけれども、学校には行きたくない、学校に対するネガティブなイメージを持った子どもさんもたくさんいるのが事実です。その時に、福岡市は各小学校区に公民館があります。公民館の中に居場所ができれば、小学校低学年でも、同じ校区内であれば行くことはできるかなと思っているところです。私からは以上です。

(委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。委員のご発言をいただいた後でまたコメントさせていただきます。

委員、どうぞ。

(委員)

今のお話と被るんですけれども、今学校は本当にありがたいことにスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置していただいております。全部の学校ではないんですけれども、今スクールカウンセラーあるいはソーシャルワーカーの先生を講師にして、職員の研修をしている学校が増えてきています。アンガーマネジメントも含めてですね。それは教員だけではなく子どもたちに対しても、自分の怒りをどんなふうに抑えるか、あるいは、いのちと心の授業ということで、自分の悩みをどうやって解決していくのか、どんなふうに小さくしていけるのか、乗り越え方を教えていただく

こともあります。先ほどこうされたらいいんじゃないですかというご提案があったことは、今徐々に学校の中では広がりつつあるかなあと考えております。

また小学校の不登校の問題がありますけれども、やはりいろいろな子どもたちの特性がありまして、時間で動くことが苦手な子どもたち、あるいは大勢の中にとすごくうるさく感じてそれが心苦しい、居ることがつらいと感じる子どもたち、あるいは勉強についていけなくて、それがきつくなっているなど、様々な理由があつての不登校だと思っています。それぞれの不登校の理由を一緒にたにするのではなくて、この子はなぜ来れてないのか、本当に来ることがいいことなのか、その子にとってどういうふうな学びを提案したらいいのということも含めて考えていければいいかなと思っています。私も朝から母子分離が苦手な子にずっと朝からついていきます。毎日カウンセラーやソーシャルワーカーがいるわけでもありません。先ほど言われたように、本当に人員が少ない中でやっていますので、今一生懸命、行政の方々がいろいろな施策を考えてくださってるのは本当にありがたいんですけども、もう少し人手があつたら助かるなという思いはあります。

先ほど言われた公民館とかとも連携をとれたら本当にいいだろうなどは思いました。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございます。

学校が嫌というのには2種類あると思っています。1つは学校教育そのものがもう合わないということと、自分の在籍校が嫌だということですね。そして在籍校が嫌だってお子さん、結構多いと思うんです。そういう子たちに、校区内にある、公民館などそういう施設に居場所的などところがあると、割と安心して、活動の場が広がるんじゃないかなと思います。ただ、いろんな動画で学びについていくという仕組みがなされているというのは、本当に全国でも、あまり進んでいるところではなく、福岡市の取組みに敬意を表したいと思います。

関連で、不登校関連とかもよろしいですかね。委員、まとめお願いいたします。

(委員)

すいません。補強もいただきありがとうございます。

ただ教育相談課長に反論するわけではないですけども、小学校も確かに担当の教員もいるんですけども、皆さん担任をしています。これは図書館教育も同じで、司書教諭もやはり専任っていうのがなかなか学校現場にはいらっしやらないというのが多くって。そのことに関わろうと思っても、やはり担任の仕事っていうのは大きく占めるのでなかなか難しい。確かに教育相談コーディネーターを中学校から小学校へ、というのをお聞きしているんですが、小学校の先生に伺うと、やっぱり校区によってはもう中学校でいっぱいいっぱい、小学校にまでコーディネーターの先生がお見えになることは非常に厳しいと。中学校は中学校で厳しい実態があるわけですね。連携は、きょうだい児もいる

ので大事なことだと思うんですけども、実質的にこれは今非常に困難な状況があるということだけ、申し添えておきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

先ほどより「おおむね順調」に引っかかるところで一番目立つのが、資料4の目標2、45番ですかね。復帰率の目標値が65%と。3分の2ですよ。目標値65%を立てているような自治体ってあまりないというか、すごくチャレンジングな数値だと思うんです。全国的には3割前後というところですので、なかなか復帰というのが、大人が口にするほどは容易くないのが現状というところで、3割前後は大きく外れないというところを、まず目指していただければいいんじゃないかなと思います。小学校と中学校の不登校だと、小学校の方が復帰率が高い可能性があるので、小学校での不登校対策に力を入れていただければと思っております。

ではその他のご意見。委員お願いします。

(委員)

私から2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、目標2施策9「障がい児の支援（学童期以降）」のところ、資料3でいうと31ページのところです。これは国の政策との関係もあるので長い目でということになるのかもしれませんが、一人一人の教育的ニーズに応じた教育ということで、本来特別支援というのとはやっぱりインクルーシブ教育を進めていかないといけないと思っています。これを見ると、特別支援教育であっても、先ほどより不登校の話の中でもたびたび出てきているように、普通学級でも特別な配慮が必要なお子さんがたくさんいるわけですので、特別支援学級、通級、特別学校とかだけではなく、普通学級にいるお子さんの実態を、本来はもっと把握して個別教育的ニーズに応じた教育するといったところを、ぜひ進めて行っていただきたいなと思っています。そうすることで、不登校の問題とかいろんな問題にも繋がると思いますし、そのためには先ほどから皆さんが言っているように、現場で人がどうしても足りません。ぜひそういった環境整備、あるいは教員や保護者の理解とか、いろんな面から特別支援教育を進めて行っていただきたいなというのが1点目です。

2点目が、目標3施策15の「子どもの権利擁護の推進」。資料3で言えば49ページです。この中では児童の権利に関する条約などについて、すべての市民が理解を深めることができるよう、というふうに書かれているんですけども、中身の事業を見ると、主に教員向けの研修のことが中心に書かれています。「ぬくもり」の活用とかは書かれているんですけども。市民という面もそうですし、当事者という意味では子ども自身に、自分の権利を学ぶ権利教育がなければ、きちんとした権利擁護の推進にはならないのかなと思っています。教育現場で言えば、生徒指導提要の中にも、子どもの権利条約の理解が必須です、というふうに明記されました。こども基本法も4月から始まって、子どもの

権利条約の精神にのっとった施策を、とнаっていますので、やはり子ども自身に、このことを学ぶというのをもう少し事業の中に入れていただきたいと思います。そうすることで、自尊感情が高まる、自分がどんな権利があるということを知る、とか、いじめの未然防止、不登校の問題とか、いろんなどころに多分繋がっていくと思います。子どもたちに子どもの権利を学習する機会に私も立ち会ったことありますが、子どもたちの感想としては、自分にたくさんの権利があることを知ってうれしかったとか、自分に権利があるってことは他の人に権利があるってこと。それを大事にしようと思ったとか、もし自分が権利が守られてないと思ったら人に相談しようと思ったとか、そういう感想ばかりです。ぜひこの点を今後この事業の中で進めていくことで、権利擁護の推進という目標を達成していただきたいなと思っています。以上2点です。

(委員長)

ありがとうございます。

1点目は特別支援学級や支援学校のみならず、特別支援学級についても今後はこういう実績等含めて、把握していくっていうことが必要ということでした。

(委員)

普通の学校の通常学級とかでもですね。

(委員)

わかりました。2つ目ですけど委員にご質問ですけど、権利っていう考え方について、子どもには発達段階がありますが、何歳ぐらいから理解できるとお考えですか。

(委員)

保育園とか幼稚園とかで教えていいと思っています。あなた自身はあなたらしくいていいよとか、生まれたときから自分自身ありのまま、自由なところがあって、とか。あなた自身が守られているとか、自分の意見を言っているとか。そういうことは小さいときから本来は教えていって、言葉の使い方はいろいろあると思うんですけど、だんだん身につけていくようなものだと思いますので、ある程度大きくなって、あなたに権利がありますよというのは遅いと私は思っています。

(委員長)

なるほど。わかりました。なかなか斬新な意見をいただいたと思います。権利の主体であるということの教育っていうのは、学校でどんな形で行われているんですかね。

(事務局)

教育委員会小学校教育課長です。

子どもの権利ということで、学校では人権教育を学校教育全体で行っております。その中で、自分を大切にすること、他者を大切にすることを、学校における人権教育では取り組んでいるところです。その中で先ほどご意見ありましたように、あるがままの自分でいていいんだよ、というようなところも捉えさせることは、大切なことだと思っています。

体系的に、こういう形で子どもの権利に関して捉えてやっている、ということの整理はこれからです。現在は人権教育という中で、子どもの権利について発達段階に応じて学んでいる状況とっております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

人権教育と、この権利の主体であるっていう教育は、どこでどう理解や折り合いをつけるのがいいでしょうか。

(委員)

いろんな考えがあると思うんですが、自分を大切にするとか差別をしないっていうところではなく、あなた自身が意見を言っている権利がありますよとか、子どもの権利条約を優しく教えればいいのかなど思っております。そういうのはあまり多分学校ではしていないので、ぜひしてもらいたいなという意味でお伝えしました。

(委員長)

委員どうぞ。助け舟をください。

(委員)

私も現場を離れて20年になるんですが、実は私は子どもの権利について授業をしていました。20年、30年前、子どもの権利条約が日本に批准される、されないという、あの当時ですね。私は当時いた学校の中で、虐待の問題や貧困の問題も目の前にありましたので、これはとても大事だと。権利というとても難しいんですが、私は人権教育の枠を使って授業を作っていたんです。私はこんなことされたら嫌だ、私はこれは嫌だ、ということをも主張していこう、と。「私がこの前音楽の時間に歌を歌ったら誰々ちゃんが笑ったのがとっても嫌だった。もう消えたかった。」とか「ドッジボールをしていたときに、私が投げたボールを取るんじゃなくて、みんながバイキンが移るって逃げた。ボールを受け取らなくてとっても嫌だ、寂しかった。」とかですね。そういうことをずっと子どもたちが紙に書いて発表しあいながら、じゃあその嫌な思いをさせないためにどうしていこうかと。それを今度「私は笑われない権利があります」とか、「権利」という言葉で置き換えていきながら

ら、最終的には「何年何組の学級憲法」という形で、お習字の時間を使ってそれを書いて張っていました。その後、子どもの権利条約が日本でも批准されたんですが、今柳委員がおっしゃったように、子どもの権利条約の項目を、わかりやすく、子どもたちの日常生活に置き換えながら授業化していくことは可能なことだし、20数年前にも実際やりました。

(委員長)

貴重な体験、取組みについて教えていただきありがとうございました。おそらく委員がおっしゃっていることは、人権教育とは別の文脈でとらえて、国民や市民としての権利を、子どもにも新たな整理の仕方教えていくということも必要なんじゃないかなと。人権と児童の権利というのはイコールでは当然ないと考えているので、権利の主体となるという非常に難しい概念を、どう教えていくか、どうやさしくそれを小さい頃からシャワーのように浴びせるかということも含めて、いろいろまた弁護士会の方からお知恵や情報をいただければと思います。ありがとうございます。

今、時間が来たという。副委員長からも伝達がありましたので、そろそろ終わりたいとは思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

委員どうぞ。では最後をお願いいたします。

(委員)

今回初めて参加させていただきました、ありがとうございます。

時間がない中ですみません。最後、私の所属の子どもアドボカシーセンター福岡に関わる権利擁護のお話を取り上げていただきましたので、ちょっとだけコメントをさせていただきます。

この資料3の49ページ・50ページの最後にある「子どもの権利サポート事業」というのを、当団体に委託をいただいて今実施をしています。市の施策としては、49ページの1番上で「地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援される」ということが掲げられているわけですが、実際、今子どもの権利サポート事業として対象になっているのは、社会的養護を受けているお子さんに限られている状況です。学校あるいは地域の居場所では、民間の助成金をいただいて、今年度は4つの小学校と2つの中学校、民間のいくつかの場所に入らせていただいて、ワークショップをやっています。それはまさに委員がおっしゃったような、子どもに意見表明の機会を体験的に知ってもらおうというプログラム、キットを作って、それに基づいて実施をしているところです。まだ学校のカリキュラムの中には入っていませんので、昼休みの貴重な時間をいただいて、子どもたちにお昼ご飯の時間にごめんねって言いながら、ちょっとずつ進めさせていただいているところです。特に、意見表明をする、自分のことをとにかく言う機会を作る、しゃべる時間を作るというところが、今後他の施策に大きく影響してくることだと思っています。この審議会の中に、この若者が入って意見を言うだとか、市の政策の形成プロセスに子どもや若者が参加をするだとか。そういった広い意味ですごく影響のあることだと思しますので、ちょっとした一文なんですけれど、学校や地域で

広くお子さんたちに、意見表明の機会、それを学ぶ機会っていうのが、提供されればと思っています。まだ「おおむね順調」という評価ではありますけれども、現実にはおそらく市の政策としては具体化できてないところだと思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

お昼休みに、そういう取り組みをしていただいているということでした。

私の中でも整理が少しついて、いわゆる意見表明というところを、どのように子どもに育てていくのか、機会を保障するのかというところが、まずは第一歩かなと考えました。ただ我々この島国に住んでいるものは、荒だてるようなことは言わないでおこうとか、まあいいか、みたいな感じで、どうしても意見表明にはあまり慣れていない部分がありますので、ここは大人も含め、そういうことに取り組んでいく、私も含めて、そういう姿勢を持つことが大切かと思いました。ありがとうございました。

もう時間が本当に参ってまいりました。皆様に多岐にわたるご意見をいただいて本当にありがとうございます。今日の議題は1本だけでございまして、点検・評価についてということでした。いろいろご意見がございました。「おおむね順調」というところもピンポイントで見れば、首をかしげるところもあるのではないかとと思いますが、このようなコロナ禍での落ち込みも勘案し、皆様とこの新しい時代に、より一層取り組んでいけるということで、この事務局案のように、点検・評価について皆さまにお認めいただければと思いますけどいかがでしょうか。

(意見なし)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。では特にご異議がございませんでしたので、これをもちまして、本日の私の扱うパートは終了させていただければと思います。皆さん本当にありがとうございました。事務局に進行マイクをお返しいたします。

閉会

(事務局)

委員長並びに委員の皆様、たくさんのご意見いただき、誠にありがとうございました。

それでは最後に事務連絡でございます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとなっております。後日、会議録の内容を事前にご確認いただくため、事務局よりメールまたは郵送でお送りをいたしますので、よろしく願いいたします。

また次期子ども総合計画の策定に向けたキックオフとなる審議会を年明け頃に開催させていただく予定としております。こちらにつきましても、後日、日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に本日の審議会の報酬及び旅費をお支払いさせていただくにあたりまして、ご持参いただいている書類の提出がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に受付にてお預けいただきますようお願いいたします。

それではこれをもちまして、令和5年度第1回福岡市こども・子育て審議会を終了いたします。なお本日も配りいたしました資料につきましては、ご不要でしたら置いたままお帰りいただいて差し支えありませんので、よろしくようお願いいたします。本日はありがとうございました。

閉 会